

様式第1号

市営住宅入居申込書				希望住宅
※受付 令和 年 月 日		※受付No. ()		※
※ 申込区分	一般	用廃	住替	中堅 特目
令和 年 月 日				
(宛先) 旭川市長				
旭川市営住宅条例第5条の規定により、次のとおり入居の申込みをします。				
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。				
(ふりがな) 申込者氏名				
現住所	郵便番号 ()			電話番号
入居予定者	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は連絡先の名称・住所・電話番号
		本人		
別居の扶養親族	氏名	続柄	生年月日	連絡先の住所・電話番号

※欄は、記入しないでください。

現在の状況について、該当するものに○をつけてください。

住 宅 の 状 況	1 借家・借間 2 同居 3 民間アパート・賃貸マンション 4 市営住宅（ 団地） 5 社宅 6 その他（ ）
住 宅 の 困 窮 状 況	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
	2 住宅が老朽化している。 [建築後 年くらい経過]
	3 居住することが著しく危険な住宅に住んでいる。
	4 高齢，障害等の理由により現在の住宅では生活を続けることに支障がある。
	5 日当たりにない，騒音，振動等により住環境が悪い。
	6 住宅が狭い。
	7 他の世帯と同居していて，著しく生活上の不便を受けている。
	8 住宅がないため，親族（婚約者を含む。）と同居することができない。
	9 立ち退きの要求を受けている。
	10 通勤・通学・通院等に時間がかかる。
	11 家賃が高い。 [月額 円]
	12 その他 [具体的に記入してください。]
世 帯 の 状 況	1 母子（父子）世帯 2 老人（60歳以上）世帯 3 障害者世帯 身体障害 [1級・2級・3級・4級]，精神障害 [1級・2級]，知的障害 [A・B]
	4 多子（18歳未満の児童が3人以上）世帯 5 配偶者からの暴力被害者世帯 6 申込回数（辞退は除く。） 毎年連続で 回以上

入居申込みに係る申告票

入居資格の確認 (該当するところに ○ を付け、必要事項を記入してください。)						
住民票と実際の住所・世帯員の状況 [同じ ・ 異なる]			駐車場利用 [有 ・ 無]			
持ち家 [有→[解体予定 競売中 売買契約済] ・ 無]			生活保護受給 [有 ・ 無]			
配偶者がいない方		婚姻歴 [有→[離婚 死別] ・ 無 ・ 離婚調停中]	婚約者 [有 ・ 無]			
収入 (課税収入のみ) について	氏名	収入の種類		収入額 (年収概算)		
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()	円
障害手帳等 について	氏名	障害者手帳等の種類		障害の程度 (等級)		
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
他の世帯と同居している方	同居先の世帯主名	(フリガナ)	申込者との関係			

この申告票に必要事項を記入して提出した場合は、次の同意事項に同意したものとみなしますので、提出前に必ず御確認ください。

(同意事項)

- 1 この申告票に虚偽の記載があった場合は、申込みが無効となる場合があります。
- 2 この申告票の内容を確認するために、旭川市が関係機関に照会を行うことがあります。
- 3 入居者資格を満たしていなければ、入居資格審査で失格となり入居できません。
- 4 申込者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合は、入居できません。
- 5 子育て世帯向け住宅については、入居期限までに退去する必要があります。

注意事項確認書

各項目を確認し、御理解いただきましたら□に✓を記入してください。

- 「市営住宅申込案内書」及び「郵送により市営住宅の定期募集に申込みをされる方へ（重要）」を読み、市営住宅入居に当たっての注意事項の概要を確認した。
- 特定目的住宅については、条件を満たしていないと申込みできないことを理解した。
- 市営住宅の入居に当たっては審査があり、入居に必要な条件を満たさない場合には、市営住宅に入居できない場合があることを理解した。
- 市営住宅の設備等について理解した。
(住宅設備、住戸の清掃、緊急通報システム、駐車場など)
- 市営住宅での生活について理解した。
(自治会、ペットなど)
- 提出した申込書に不備があった場合は、申込受付業務を行っている株式会社富士管財又は市営住宅課の求めがあれば、書類の修正に協力する。
- 提出した書類に不備があり、株式会社富士管財又は市営住宅課の求めに応じ、書類を修正しなかった場合は、市営住宅の申込みが受理されない場合があることを理解した。

令和 年 月 日

氏名 _____ (自署)
(申込者)

持ち家・住替えに関する注意事項確認書

※持ち家がある方、公営住宅からの住替えをされる方は必ず提出してください。

各項目を確認し、御理解いただきましたら該当する箇所の口に✓を記入してください。

- 自宅・アパートなどを所有している場合、入居資格審査の際、提出期限までに次の①から④の書類をいずれも提出できない場合は、り市営住宅には入居できないことを理解した。

- ① 売買契約書の写し 又は 媒介契約書の写し
(媒介契約の場合は、売買が成立した後に売買契約書の写しを提出する必要がある)
- ② 解体見積書の写し
(入居後半年以内に建物滅失登記などを提出する必要がある)
- ③ 登記簿謄本の写しなど、競売が成立したことを証明する書類
(競売・差し押さえにより所有権を失うのが明らかである場合)
- ④ 所有権移転登記
(名義を変更する予定である場合)

-
- 現在、公的住宅（本市の市営住宅、又は都道府県営・他市町村営の公的住宅）にお住まいの方で、“住替え”（本市の市営住宅への転居）を希望する場合は、次の①から⑤のうち、いずれかに該当する必要があることを理解した。
(申込案内書4ページより一部抜粋)

- ① 常時階段の昇降が常時困難な方のいる世帯（診断書の提出が必要）
※ただし、一時的なケガ（骨折等）による場合は、該当しない。
- ② 世帯の状況に変更があり、申込案内書4ページにある表の左欄に該当する世帯
- ③ 通勤、又は通学時間が片道45分以上かかる方のいる世帯
- ④ 病気等のため、長期的な通院が必要な方のいる世帯
(領収書の提出が必要)
- ⑤ 子育て世帯向け住宅（入居期限が設定されている住宅）に入居している世帯

- 上記に該当した場合、入居資格審査の際、提出期限までに定められた書類を提出しなければ、入居資格審査で失格となり市営住宅には入居できないことを理解した。

令和 年 月 日

氏名 _____ (自署)
(申込者)

郵送により市営住宅の定期募集に申込みをされる方へ（重要）

この書類は、令和5年度第3回市営住宅入居者定期募集の申込予約をされた方で、郵送による申込みを希望される方に向けて作成したものです。

申込書の郵送をお考えの方は必ず御一読していただき、次の内容を確認してください。

1 市営住宅の入居資格

市営住宅の入居に当たっては一定の条件があり、その条件を満たさない場合にはお申込みできません（申込案内書P2～3）。

- ・入居者全員に持ち家がないこと。
- ・世帯全体の収入が条例で定める入居資格収入基準の範囲内であること。
- ・市営住宅に入居される方に暴力団員がいないこと。

など

また、次の特定目的住宅は、入居するための条件があるので、申込者の希望する住戸を選ぶ際には、条件に該当することをよく確認してください（申込案内書P3）。

特定目的住宅

- ・身体障害者・高齢者向け住宅（身障高齢）
- ・老人世帯向け・老人同居世帯向け住宅（老人）
- ・車椅子専用住宅（車椅子）
- ・子育て世帯向け住宅（子育て）

申込みはしたものの、条件を満たさないために市営住宅に入居できないということがあります。条件に該当しているかどうか不安な場合は、申込前に必ず株式会社富士管財にお問合せください。

2 市営住宅への住替え（申込案内書P4）

現在、公営住宅にお住まいの方が、市営住宅にお申込みされる場合には、1の条件のほかに住替えの条件を満たしている必要があります。この条件を満たしていない場合には、市営住宅に入居することはできません。

- ・階段昇降が難しくなり、今住んでいる住戸よりも低い階の住戸に移りたい。
- ・世帯員が増えたので、今よりも広い住戸に移りたい。
- ・定期通院があるので、今よりも病院に近い住戸に移りたい。

など

これらの状態に該当することは、書類などにより確認します。必要書類について事前に知りたい場合は、（株）富士管財にお問合せください。

3 市営住宅の設備について（申込案内書P18）

・住宅設備

市営住宅には次の設備が設置されていないため、入居者自身が必要に応じてそろえなければなりません。

- | | | | |
|-------------------------|------|-------------|--------|
| ・照明器具（台所・玄関・風呂・トイレを除く。） | | | |
| ・カーテンレール | ・網戸 | ・ストーブ等の暖房器具 | ・灯油タンク |
| ・ガス給湯器 | ・風呂釜 | | |

※ガス給湯器は、リースすることも可能です（リース料は自己負担）。

・入居前に市営住宅課で住戸の清掃は行いませんので、ご了承ください。（清掃は、前の入居者が退去時に行っています。）

・緊急通報システム

募集住戸の一覧で、「HL」の表記がある住戸は、緊急通報システム（ホットライン110）が設置されています。該当住戸に入居した場合は、固定電話を設置する必要があります。また、電話会社との契約及び毎月の回線使用料の支払は、入居者の自己負担になりますので御注意ください。

・駐車場の使用について

募集住戸一覧で、駐車場が「有」となっているところは、入居後に許可を受けた上で、駐車場を使用することができます。市で許可できる自動車は、原則、1世帯につき1台限りです（北彩都団地を除く）。

使用料は北彩都団地を除き無料ですが、管理費等は各団地の自治会等で定めているため、入居後に確認してください。なお、北彩都団地については、月額4,200円となっています。

4 市営住宅での生活について

・自治会への加入（申込案内書P18）

市営住宅に入居される方は、全員、自治会に加入していただきます。加入後は、自治会費の納入（毎月）と草刈りや除雪といった共同作業への参加が求められます。

・ペットの飼育禁止（申込案内書P17）

市営住宅では、ペットを飼うことができません。知人などから数日間だけ預かるといったことも認められません。

5 その他

・以上のほかに、市営住宅への入居に当たっては、審査基準や生活上のルールがありますので、気になる点がある方は、事前に株式会社富士管財又は旭川市役所市営住宅課に御相談ください。

・今回、同封した一覧のほかに、現在、実施している随時募集で申込みがなかった住戸が追加になる可能性がありますので御了承ください（現在、募集している住戸は株式会社富士管財のホームページ等で御確認ください。）。

・提出いただいた申込書に不備があった場合、修正をお願いすることがあります。修正していただけないと、市営住宅の申込みを受理できない場合がございますので御注意ください。

以上の内容を確認していただいた上で、同封しました「注意事項確認書」にチェックをしていただき、申込書と一緒に郵送してください。